

椎の木

1

2019 新年号
No.179

SHII-NO-KI



写真提供：第8支部 横山 正氏

目黒の歳時記：林試の森公園 河津桜

目黒区と品川区にまたがる林試の森公園内の芝生広場の河津桜は、都内の公園に咲いているとは思えないほど、見事な河津桜です。ピンクの河津桜に囲まれた芝生公園でサッカーなどで楽しんでいる姿がとても印象的です。

※目黒法人会広報委員会では表紙用写真等を公募しています。次号は4月10日発行予定。

Contents

新春対談	2	目黒都税事務所からのお知らせ	12
平成31年度税制改正に関する提言	6	区役所だより	13
目黒税務署からのお知らせ	8	健康エッセイ	14
平成30年度納税表彰受彰の方々	9	活動紹介	16
絵はがきコンクール受賞作品	10	活動紹介／編集子／編集後記	18

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。

公益社団法人目黒法人会
平成31年

新春対談

司会…新年おめでとうございます。
新年を迎え、坂井目黒税務署長と青木目黒法人会長との新春対談を行います。私は司会の副会長（広報委員長）の和泉田勲です。

坂井署長、青木会長に年頭のご挨拶をお願いします。

署長…あけておめでとうございます。まず、公益社団法人目黒法人会の会員の皆様方には、日頃から税務行政に對しまして、多大なるご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

会長…年頭にあたり、会員の皆様、会員ご企業の社員の皆様に新年のお慶びを申し上げます。私たちの目黒法人会が、公益社団法人として9年目を迎えることができますのも、ひとえに目黒税務署をはじめ会員の皆様のご支援、ご理解のお蔭でありま

す。心より御礼申し上げます。本年が明るい年となりますよう祈念いたしますとともに、格別なるご厚情を宜しくお願い申し上げます。

司会…坂井署長、新年を迎えての抱負をお願いします。

署長…仕事として申告手続きについては、IDパスワード方式の利用により、より簡単に自宅からインターネットを使った申告書の提出が可能になるので、沢山の人の利用していただけるよう、取り組んでいきたいと考えています。また、10月からの消費税率のUPと軽減税率制度の導入については、事業者の皆さんが、円滑に対応できるよう、周知、広報に努めたいと考えています。

私事としては、平成から新しい元号に変わる節目の年なので、いつもどおりの事でも、新鮮な気



持ちを忘れずに臨んでいければと思っています。

司会…青木会長、新年の抱負をお願いします。

会長…私は「兎町十二支占い『辰巳天井、午尻下がり、未辛抱、申酉騒ぐ、戌笑い、亥固まる、子繁盛、牛は躓き、寅は千里を走り、卯跳ねる』」で新年のご挨拶をすることが多く、今年の干支は「亥年」ですから「申酉騒ぐ、戌笑い」と云う「桃太郎」が「申酉戌」を供にして「不景気の鬼退治」を終えて「亥固まる」と、好景気が固まる年になるはずなのですが、昨年末に株価が大きく下落してしまい景気動向が心配ですね。まあ、「亥」は「風水」でも無病息災の象徴で、また目標に向かって猛進していく人を助ける「火の神の化身」とされているそうですから、「亥固まる」を「株式の値動きが小幅に留まる年」と解釈して、次年の「子繁盛」に向かって、やると決めたなら猪突猛進で一気にやり遂げ、成果を自ら手繰り寄せるよう果敢に立ち向かい、収穫の年としたいと思っています。

司会…お二人はお正月をどう過ごされましたか。

署長…大晦日は、母を呼んで、紅白歌合戦を見ておせち料理を食べながら新年を迎えるのが恒例行事と

なっています。元日と2日はゆっくりして、3日頃に近所の神社にお参りに行きました。

会長…年末年始は、今年も京都でのんびりと過ごしました。京都・円山公園には寺々の除夜の鐘が聞こえるスポットがあります。中でも特別に重厚な鐘の音が知恩院です。知恩院の大鐘には子綱が16本、親綱が1本あり、17人の僧侶が持ち、撞く数は私たちが持つ煩惱の数108回ですが、108回連続で撞くわけではなく、お経を唱えながら、子綱を持つ16人の僧侶や鐘の周りにいる僧侶たちが綱を何度か引いて1打の準備に入ります。そして、子綱を持つ僧侶たちが「えい、いとつ」と掛け声をすると、鐘側に背を向けた親綱を持つ撞き手が「そくれ!」という掛け声とともに綱にぶらさがり、体全体を使って渾身の1打を撞きます。この1打を1分間隔で108回行われるのが知恩院の除夜の鐘です。

司会…坂井署長のご出身地や子供の頃のお話をお聞かせ下さい。

署長…生まれは東京ですが、両親の実家は新潟です。転勤族で、3歳の頃に富山、6歳の頃に青森の八戸に引っ越しています。中3から東京です。

小学校の頃は、喘息持ちで身体が弱く、運動会が大嫌いな子供でし



た。八戸には港があり、漁業は勿論、工業も盛んでした。東京に戻ってきたときは、八戸で味わった蟹やウニはもちろん、おいしい魚が食卓からなくなり、残念でした。

司会…青木会長はいかがでしたでしょうか。

会長…私は目黒区の東山で生まれ、東山で育ち70年間この地に住んでいます。中目黒が随分変わりました。子供の頃の目黒川の周辺は工場が並んでいて、それが段々とマンションに、更に商業化されて、店舗もいっぱい出来てきてレストラン・ブティックも増えて様変わりしましたね。中目黒駅・目黒川周辺の商業化は結構なことですが、昔の活気を知っている私としては、目黒銀座通りをはじめ地元商店街がもっと活性化すると嬉しいですね。

司会…坂井署長、国税局に入られた動機をお教え下さい。

署長…大学で会計学を学んでいたで、公認会計士か税理士を目指していました。ただ、真面目に勉強しなかったもので、とりあえず、知識が活かせるような税務署に入ったというところですね。

税務訴訟を請け負う国税局の訟務官室に11年、税務大学の教授あるいは教育官として7年、東京国税不服審判所に4年です。我々の職員の分類としては、審理系といわれる部署での勤務が長いですね。

訴訟では、被告税務署長の指定代理人として裁判所に出廷していましたが、数えたことはありません。当時の事件の判決文に、被告代理人ということと私の名前が載っている事件が20件くらいはあるかもしれません。

司会…お二人の座右の銘をお教え下さい。

署長…特に思い当たるものはありません。ただ、平易な言葉でいえば、猪突猛進しないよう、思い込みが無いよう、固執しないよう心掛けています。最近の世の中は、世界の大国にしろ大企業にしろ、まさかと思うような出来事だらけで、様々な視点から判断していくことが大切だと感じています。

会長…昨年もお話しました「平常心是道」です。茶道などでもよく使われ、私の会社のテーマも「私たちが築いているのは心です」としています。それからもう一つ、先日「鹿児島」に参りました時に知った「島津斉彬公」が大切にした言葉「思無邪」（思い邪なし）でしょうか。心意正しく、邪惡の念がなく、心情をありのままに発露して、少しの飾り気もないという意味だそうです。私も心・思いについて「邪なし」を大切にしていきたいということで、何か書く機会があれば「心是道 思無邪」と書いてみようかと思っています。

司会…お二人の趣味や休日の過ごし方を教えてください。



署長…サボりがちですが、日曜日の午前中は合気道の道場に通っています。

す。家事も皿洗い程度ですがしています。

年をとるにつれ健康的な趣味になり、7年くらい前から、フルマラソンと日本百名山登山を年に2〜3回達成することが、毎年の目標になっています。

フルマラソンの2ヶ月くらい前から、土日曜はトレーニングで走っています。昨年11月に開催された第3回目黒シティランにも出場しました。

司会…会長はいかがでしょうか。

会長…趣味はスポーツ観戦ですね。野球も観ますし、サッカーも観ます。自分で遣るより観戦するのが趣味ですね。その中でも特に相撲を観るのを楽しみに、1月、5月、9月の東京場所場所は場所中何日か観に行つて楽しんでます。また、時間があれば、名古屋、大阪、博多の地方場所にも行つてみたいと思っています。

相撲界も昨年はにぎやかな年でしたが、今年は少し穏やかに落ち着いてくれると良いなと思います。日本人横綱・稀勢の里は、怪我をして8場所連続休場と先場所の途中休場で、この1月場所は進退を問われるかもしれませんが、活躍を期待しながらも不安・心配な観戦になるかな。

司会…最近興味を持った事柄はございますか。

署長…自分が当事者でなくても、いろんなニュースがひっきりなしに飛び交い、解決していない様々な問題が目まぐるしく提示されるような時代になったと感じていて、一度、その喧噪を離れて、ゆったりした時間を持ちたいと感じています。

昨事務年度の赴任地は京都でしたので、やはり京都は何度でも行きたい場所となつてしまい、のんびり庭園など見られればと思っています。
司会…青木会長はいかがでしょう。

会長…特に最近と云う事ではないのですが、「歴史的建造物探訪」でしょう。

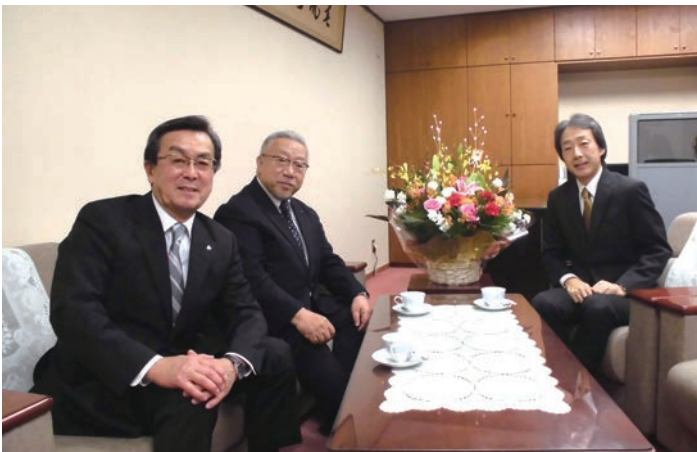
明治・大正・昭和期の建物が、その役目を終えて転用・建替えられて行きますので、今のうちに出来るだけ多くの建物を目に焼き付け写真に収めたいと思っています。

司会…今後の景気動向などどうお考えでしょうか。

署長…先行き不透明な世の中ですが、平成30年の税収は、バブルの絶頂期の時の最高税収に肩を並べる状態になっていますので、これを更に上回るよう願っています。

会長…2019年は、予定通り10月に消費税率が10%に引き上げられる

見込みですが、引上げ幅が2%と小幅であり、一部に軽減税率が適用されるため、駆け込み需要・反動とも前回にくらべて小規模にとどまると思われ、翌年には東京オリンピック・パラリンピックを控えてインフラ建設などの需要の盛り上がり、首都圏での再開発案件の増加などが景気の押上げ要因となり、加えて、業務の効率化、情報化、人手不足への対応のための投資により、雇用・所得情勢の改善が継続し、消費者マインドの悪化が一時的なものにとどまり、経済政策や需要の平準化等への



対策が打ち出されることから、順調な業績の拡大を背景に企業の設備投資意欲は強くなり、4年連続でプラス成長を維持できると思います。

司会…目黒税務署管内の印象はいかがでしょう。

署長…自由が丘だけでなく、中目黒駅周辺など、おしゃれな店が増えていて、ブランド力も上がってきており、これから益々発展していくものと期待しています。

司会…この半年間、目黒法人会の活動をご覧になったの印象・感想をお聞かせください。

署長…夏の中目黒阿波踊りにも大勢参加されるなど、地域とともに各支部が活発に活動されている会だと認識しております。また、租税教室の講師養成講座も一度拝見させていただきましたが、毎月開催しているというところで、納税道義の高揚や税の知識の普及活動という税務行政の重要な一翼を担っていただいております、大変感謝しています。

司会…坂井署長 これからの税務行政についてのお考えをお教え下さい。

署長…申告・納税において、取り締まりのためのお金がたくさん必要な国であつてはならないと思っています。そのためには、自主申告の意義

と大切さを理解していただくことが重要であり、コンプライアンスの向上について、署と関係団体の皆さんで、力を合せて取り組んでいくことが大切だと思っています。

また、申告・納税も簡単に済んだ方がよいのであつて、例えば、2020年10月には年末調整のための保険会社等からの情報が電子データで集められ、より簡単に年末調整の手続きができるよう予定されています。かなり先の話かもしれませんが、将来的には、情報技術の発展により、資産や取引についての情報が納税者単位で集約され、納税額の計算がほぼ自動的に行われるような時代がくるかもしれません。そこまではいかなくても、例えば2018年10月末には、日本の居住者の海外資産について、50カ国以上で情報交換がされるようになっており、申告は透明性を増していくと考えています。

それまでは、我々が、ルールを守らない悪質な納税者に対し、しっかりと対処していかなければと思っています。

司会…e-Taxの普及についてお聞かせください。

署長…IDパスワード方式によるe-Taxの利用が今年から始まり、一定の申告であればスマホでも申告でき、個人のe-Tax申告

もますます普及していくのではな
いかと期待しています。ダイレク
ト納付も便利な仕組みですので、
是非ご利用頂ければと思います。

大法人については2020年4
月1日以後に開始する事業年度からは
法人税や消費税の電子申告が義務化
され、個人の所得税の青色申告特別
控除も2020年分以後は、電子申
告か否かが控除額に影響するなど、
法律は、電子申告への対応を求める
ものになってきています。申告手続
きのデジタル化は一層進んでいくと
思いますので、対応についてご準備
頂ければと思います。

司会…目黒税務署ではe-Tax、
消費税軽減税率制度の普及推進に力
を入れておられます。目黒法人会と
して、青木会長はe-Tax、消費
税軽減税率制度の普及についてどの
ようにお考えでしょうか。

会長…大規模法人のe-Tax利用
義務化が2020年4月から始まり
ます。時代の流れでありますIC
Tを活用し納税者が「簡単・便利・
スムーズ」に申告・納税を行えるよ
う、未利用者の方にe-Taxの普
及、利用のお願いを推進してまいり
ます。

また、10月から導入されます消費
税の軽減税率制度につきましても、
円滑な実施に向けまして、説明会・

研修会の開催のほか広く周知・広報
に取り組んで参りたいと思います。

司会…青木会長から目黒法人会とし
て税務行政に対する要望をお聞かせ
ください。

会長…法人会は税務協力団体である
と同時に地域に根ざした経済中心団
体でもあります。法人会はよき経営
者の集まりであり、税知識の普及・
納税道義の高揚を図ることを柱とし
ていることから、各種税制税務研修
会、セミナーにおきましては、目黒
税務署のご指導、ご支援の下に、会
員、非会員を問わず数多くの地域企
業の皆様に参加いただき順調に実施
することができました。

その中で、13の支部がそれぞれ特
徴を持ち、地域のまとまりもありま
すが、更に支部を強化することが、
支部の活動、懇親等を深めることに
なります。各支部が独自の研修会、
セミナーを積極的に開催し、地域企
業間及び税務当局との意見交換等を
目的とした活発な事業展開を図るた
めに、当局のご指導、ご支援のほど
宜しくお願い申し上げます。

司会…目黒法人会の今後の事業活動
についての展望を、青木会長にお願
いします。

会長…法人会には有数の会員規模を誇
る税務行政協力団体として、特に、
公益社団法人としての組織・運営体

制、事業活動の充実に注力し、正し
い税知識の普及、地域企業の発展に
寄与する各種研修会やセミナー、イ
ベント等、更には、次世代を担う子
どもたちを対象とした租税教育の一
環として、女性部会の「税に関する
絵はがきコンクール」、青年部会の
「租税教室」、目黒区商工まつり及
び目黒区民まつり（さんままつり）
において「税金クイズ」、「1億円
重さ体験」を実施するなど、税を中
心とした活動に加え、社会情勢の変
化にも迅速に対応しながら、会員企
業の相互情報交換、地域社会に向け
てCO₂発生の削減によるエネルギーコ
ストの削減を目的とした「東京都地
球温暖化対策報告書」提出活動、W
E LOVEめぐろ清掃活動、中目
黒阿波踊りへの「法人会連」として
の参加、童謡保存を目的に「めぐろ
童謡コンサート」などに代表される
社会貢献事業に参加するなど順調に
その成果を上げております。これも
すべて会員の皆様、目黒税務署をは
じめとする官公庁、地域の皆様のご
理解とご協力によるものです。

法人会の存在意義であります
「税」を中心とした公益事業の更
なる充実を図るために、多様なニ
ーズに答えられるような税法、税制、
税務関係研修会・セミナーの実施、
会員企業からの要望意見、税制改正

に関するアンケートなどをもとに、
取りまとめられた「税・財政改革の
あり方」「経済活性化と中小企業」
「地方のあり方」「震災復興」など
からなる「平成31年度税制改正に関
する提言」を展開するなど、法人会
自身もつと「国のために、地域社
会のために何ができるか」を日々模
索し、改善即実行を旨として積極的
に法人会運営に取り組んでいきたく
と思います。

本年も、尚一層のご理解とご協
力を賜りますようお願い申し上げ
ます。

会員の皆様、ご家族、ご企業の
ご繁栄とご健勝をご祈念申し上げ
ます。

司会…坂井署長、青木会長におかれ
ましては、新年の大変お忙しい中、
貴重なお時間をいただきましてあり
がとうございました。

会員の皆様におかれましては今年
が最良の年でありますようご祈念申
し上げ、新春対談を終わらせていた
だきます。



法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」まとまる

財政健全化目標の早期達成と、

中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」が、9月20日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、バラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○政府は、2016年度から18年度の3年間で集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1・6兆円（社会保障費1・5兆円、その他0・1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。

019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳入・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと、社会保障制度が立ち行かなくなる。とりわけ、急

増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○「行革の徹底」が消費税引き上げの前提となった経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず臍より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を強く求める。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

○軽減税率を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、

事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○法人実効税率は平成28年度税制改正で「20%台」が実現し、今年度は29・74%となっている。トランプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行われたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。このため、国際競争力強化などの観点から、今後の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困

難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

・事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

・平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以

前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

②特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ 地方のあり方

○国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

○「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり、真の地方活性化につながらない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

○地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方

は国に頼るだけではなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

Ⅳ 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

平成30年分

所得税・贈与税・消費税(個人)の確定申告について

申告書作成会場を

ベルサール渋谷ファースト

に開設します。

期 間：平成31年2月18日(月) から 3月15日(金) まで

※土、日を除きます。ただし、2月24日(日)及び3月3日(日)は開場します。

時 間：受付 午前8時30分から午後4時まで(相談開始は午前9時15分)

所在地：渋谷区東1-2-20(住友不動産渋谷ファーストタワー 2階)

※会場には駐車場及び駐輪場はありません。

申告書の作成方法

1 ID・パスワードを取得して自宅からe-Taxで送信(提出)

◎パソコンで

www.keisan.nta.go.jp



作成コーナー

検索

ID・パスワード方式の申請

- ①事前にお近くの税務署で職員と対面による確認の後、IDとパスワードを即日発行します！
※運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。
- ②国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
- ③作成コーナーからe-Taxで送信(申告書を提出)
取得したIDとパスワードを利用してe-Taxで送信すれば申告完了！

2 いつでもどこでもスマホで申告

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄付金控除を適用して申告する方は、ID・パスワード取得によりスマホ専用画面をご利用いただけます。

申告と納付の期限

確定申告の区分	申告・納付の期限	□ 座 振 替 日 (※振替納税を利用している場合)
所得税及び復興特別所得税	3月15日(金)	4月22日(月)
贈与税		ご利用できません
消費税及び地方消費税(個人事業者)	4月1日(月)	4月24日(水)

※納付に関する詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

消費税 軽減税率制度等説明会 開催のお知らせ

本年10月1日から消費税率が10%に改正されることに伴い軽減税率制度が実施されます。また、平成35年10月1日から仕入税額控除制度も改正されます。事前の準備が必要となるこれらの制度に関する説明会を以下の日程で開催しますので、是非ご出席くださいますようお願いいたします。

開催日	開催時間	説明会会場	申込み期限	留意事項
2月22日(金)	14:00 ～ 16:00	目黒法人会館 2階会議室 目黒区中町2-43-17 (定員は各回30名)	2月15日(金)	【お申込み】目黒法人会事務局 03-3712-9588 ・定員になり次第締め切らせていただきます。 ・開始時間の30分前からご入場いただけます。
3月8日(金)			3月1日(金)	

おめでとうございます

平成30年度 納税表彰受彰の方々

目黒税務署主催の平成30年度納税表彰式が平成30年11月15日(木)に、目黒区総合庁舎大会議室にて厳粛に執り行なわれました。

目黒都税事務所長をはじめ目黒区長、目黒区内の主要団体の代表者のみなさまの臨席のもと、多年にわたる申告納税制度の普及発展と納税道義の高揚、税知識の啓蒙に尽力され、円滑な税務行政の運営に貢献された功績により左記の方々に、坂井目黒税務署長からそれぞれ署長表彰、署長感謝状が贈呈されました。

目黒税務署長表彰受彰者（順不同）

理事

馬 潤 祥 宏 殿

(株)馬潤商事 代表取締役会長

第8支部副支部長

淵 村 進 殿

(株)フチムラ建築設計事務所

代表取締役

以上の方々の他に、めぐろ青色申告会から支部長 北原 繁殿、副支部長 清水 厚殿、目黒酒販協議会から理事 小林 秀樹殿の3名が受彰されました。

東京国税局長表彰受彰者



副会長

神 山 昭 殿

神山建物(株)
代表取締役

多年にわたる税務行政への貢献、功績に対し、平成30年11月6日(火)に、KKRホテル東京において平成30年度東京国税局長表彰を受彰されました。

東京都目黒都税事務所長感謝状受彰者



理事

馬 潤 祥 宏 殿

(株)馬潤商事
代表取締役会長

多年にわたる東京都税務行政への功績に対し、平成30年11月9日(金)に、目黒区総合庁舎において平成30年度東京都目黒都税事務所長感謝状を受彰されました。



目黒税務署長感謝状受彰者（順不同）

理事・第4支部長

金子 彌 生 殿

(株)金子商事 取締役会長

理事・第13支部長

堀 切 克 俊 殿

(有)丸貴 代表取締役

理事・第1支部長

村 滋 殿

(有)ムラ・アソシエイツ 代表取締役

第9支部副支部長
大 澤 進 殿
(株)太進工業 代表取締役

以上の方々の他に、目黒納税貯蓄組合連合会から常任理事 真田 照久殿、めぐろ青色申告会から支部班長 石橋 仁之殿、支部班長 辻 貞夫殿の3名、その他個人4名、2団体が受彰されました。また租税教育を通じて納税動議の高揚に功績のあったとして国税庁長官感謝状を東山中学校、東京国税局長感謝状を第八中学校が受彰されました。



税に関する 絵はがきコンクール

平成30年度

受賞作品

公益社団法人
目黒法人会

公益社団法人目黒法人会では、区内の小学生を対象に、租税教育活動の一環として、わが国の将来を担う子供たちに税を正しく認識してもらおうとともに、図工学習にも貢献するため、「税に関する絵はがきコンクール」を開催しました。多くの児童の皆さんから応募いただいた作品の中から、厳正な審査によって選ばれた受賞作品と受賞者を発表いたします。

目黒法人会長賞



田道小学校 6年 西巻 悠さん

目黒税務署長賞



烏森小学校 5年 村下 誠人さん

目黒都税務所長賞



田道小学校 6年 廣谷 真央さん

目黒区長賞



田道小学校 6年 来海 心美さん

目黒区教育委員会教育長賞



大岡山小学校 6年 岡本 和奏さん

目黒法人会税制税務委員長賞



鷹番小学校 5年 高伊 芽吹さん

目黒法人会女性部会長賞



中目黒小学校 6年 山口 尚輝さん

目黒法人会青年部会長賞

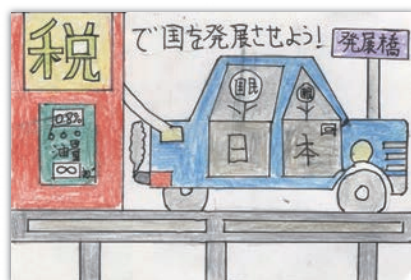


東山小学校 5年 佐藤 海さん

優 秀 賞



八雲小学校 6年 橋本 玲さん



菅刈小学校 6年 徐 俊熙さん



下目黒小学校 5年 岩澤 湊さん



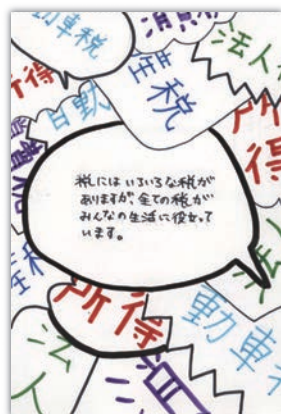
中目黒小学校 5年 久保 都琴さん



鷹番小学校 6年 祭 伊織さん



田道小学校 5年 生田 黄さん



不動小学校 6年 田上 ういさん



東根小学校 6年 中嶋 凜咲さん



東根小学校 6年 須山 結寿花さん



中根小学校 5年 原田 優衣さん

目黒都税事務所からのお知らせ

～ 23 区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です (23区内)



償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成31年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	平成31年1月31日(木)

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索 

大法人の電子申告が義務化されます

平成 30 年度税制改正により、大法人が提出する 2020 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の法人事業税・法人都民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により提出しなければならないこととされました。その概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税及び都民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の(1)及び(2)に掲げる内国法人をいいます。

- (1)事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人
- (2)相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

2020 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

- 大法人の電子申告義務化については、
東京都主税局ホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)
eLTAX ホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。
- 国税も同様に大法人の電子申告が義務化されます。詳細については、
e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。



区役所だより



スタートを見送る
青木区長(左)と原監督(右)

第3回目黒シティラン ～健康マラソン大会～が開催されました

平成30年11月25日(日)爽やかな秋空のもと、第3回目黒シティラン～健康マラソン大会～が3,000人を超えるランナーを迎え盛大に開催され、10kmの部スターターを務めていただいた、原辰徳・読売巨人軍監督が号砲を鳴らすと、多くのランナーが笑顔でスタートラインを駆け抜けていきました。

1,000人にのぼるボランティアの皆様、沿道で応援していただいた皆様、警察・消防等関係機関の皆様、協賛をいただいた企業・団体の皆様など、ご協力いただいた全ての皆様に厚く御礼申し上げます。

特に、目黒法人会様には大会への協賛をいただくとともに、第1回大会から引き続き、目黒シティラン実行委員会企画演出部会にて企画段階から携わっていただきましたことに改めて感謝申し上げます。

中目黒小学校内の記念撮影コーナーでは、会員の佐藤昌子様からお借りした聖火リレーのトーチを置かせていただき、ランナーからとても喜ばれ大会を盛り上げていただきました。このコーナーをスムーズに運営していただいた目黒法人会のボランティアの皆様に感謝申し上げます。



10 kmの部スタート



記念撮影コーナー

目黒シティラン大会組織委員会 会長(目黒区長) 青木 英二
目黒シティラン実行委員会 委員長 藤岡 直彦

担当：オリンピック・パラリンピック推進課 TEL 03-5722-9361

4月21日(日)は目黒区議会議員選挙の投票日です

区民の皆さんの生活にもっとも身近な区議会議員の選挙ですが、残念なことにその投票率は低い傾向にあります。前回の投票率は39.35%で、過去4回の投票率はいずれも40%に届いていません。選挙は、主権者として意見を政治に反映させることのできる最大の機会です。よりよい暮らしのために、あなたの大切な一票に思いを伝えましょう。

投票日 4月21日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

※投票日当日(4月21日(日))は、入場整理券に記載された投票所のみで投票できます。

投票日当日(4月21日(日))に投票所へ行けなくても、期日前投票ができます。

期日前投票所は区内に7か所あります。いずれの投票所でも投票できますので、ぜひ投票してください。

期日前投票期間 4月15日(月)～4月20日(土)

期日前投票時間 午前8時30分～午後8時

期日前投票場所		所在地
目黒区総合庁舎	本館1階 E会議室	上目黒 2-19-15
中目黒G Tプラザホール	地下1階 中目黒G Tプラザホール	上目黒 2-1-3
北部地区サービス事務所	クロスエアタワー9階 第1会議室	大橋 1-5-1
田道ふれあい館	3階 第2会議室	目黒 1-25-26
防災センター	1階 ガイダンスルーム	中央町 1-9-7
碑住区センター	1階 第1会議室	碑文谷 2-16-6
八雲住区センター	2階 第2会議室	八雲 1-10-5

お問合せ先：目黒区選挙管理委員会事務局 電話：03-5722-9299

目黒区役所ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

健康エッセイ

有限の資源、抗菌薬を知りましょう。



株式会社jast
会長 安田祥子

「物皆は 新しきよし ただしくも人は古りにし よろしかるべし」

万葉集詠み人知らずの一首で、《新しいものはなんでも良いのですが、人だけは長寿の方が良いですね》とでも解しましょうか。その通りと感じるのは私も年を重ねてきたからでしょう。改めましてあけましておめでとうございます。今年も皆様にとりましてお健やかな良き年でありますように祈念いたします。

終わりになき疫病との闘い

年の初めには初詣で新しい年の平安や健康を祈願した人も多かったと思います。日本人は古来より八百万の神々と共に暮らし神様に様々なことを願ってきました。中でも病気は恐ろしく、厄除けの厄は病苦と同義語とされています。特に無差別に多くの人々を襲う疫病、いわゆる感染症は最も恐れられていた疫病です。京都八坂神社の夏越の祓、祇園祭は本来、素戔鳴尊に比定される牛頭天王に楽し

んでもらい、疫病を流行らせないようにと願った神事です。夏には細菌が繁殖しやすく、記録にある江戸時代の安政コレラでは10万人以上の人々が亡くなったと伝えられています。疫病・感染症は現代に生きる私達にも無縁ではありません。1000年前のミイラに感染症の痕跡がみられることから分かるように人類と細菌やウイルスなど病原微生物との悪縁には長い歴史があり、その縁を断ち切る努力が医学を発展させてきたとも言えるでしょう。

抗菌薬は風邪やインフルエンザに無力

冬に流行するインフルエンザもウイルスによる疫病の仲間です。ウイルスは遺伝子を持つてはいても、感染した細胞を利用する以外に増殖できないために生命と非生命の間に分類される不思議な存在です。高熱や痛みなど不快な症状が現われれば病院で診察を受け、症状に対応する薬が処方されますが、同時に抗菌薬（抗生物質）も

処方されることがあります。昨年10月30日に行われた「抗菌薬意識調査2018」では調査対象となった方の2人に1人が「風邪やインフルエンザに抗菌薬は効く」との誤った認識を持ち、患者様自身で抗菌薬を所望するケースが約30%もあったり、抗菌薬ではない薬剤を抗菌薬と思い込んでいたり認識不足や正しい服用ができていないことが分りました。抗菌薬は解熱剤でもなければ、風邪の治療薬でもありません。ウイルスは増殖のメカニズムが細菌とは異なるために抗菌薬は無効なのです。むしろ、有用な働きをするいわゆる善玉の細菌だけを殺し、抗菌薬に耐性を持つ薬剤耐性菌が身体の中に生き残っていくのです。

次世代や時々世代を守りましょう

世界保健機構は薬剤耐性菌の蔓延より「ポスト抗生物質時代」がすでに到来し、2050年には1千万人の死者が予想されると発表しています。事実、1993年には最終兵器と言われていたカルバペネム系抗菌薬に耐性を持つ腸内細菌群（CRE）が発見されています。現在、多種類の薬剤に耐性を持つ多剤耐性菌が次々に現れ問題となっているのはご存知と思

います。院内感染で知られるアシネトバクターや常在菌的な性質を持っていた緑膿菌も多剤耐性化してきました。細菌の増殖速度は天文学的な速さで、1個でも耐性を持つ菌が現れれば、瞬く間に他の細菌群も耐性遺伝子を獲得して多剤耐性化していくのです。私達の身体の中には無害あるいは有用な細菌群が無数に棲みつき、そうした細菌達と長く共生して互いに平和に暮らして来たにも関わらず、抗菌薬の乱用などで無害な菌が有害な菌へと変身し、耐性を持つ菌に抗菌薬が対抗できなければ、ちよつとした怪我や病気でさえ命を落とすことも想定できます。正確な知識を持たずに抗菌薬を乱用するのは個人の問題ではなく、多くの人々の健全な体内環境を危険に晒すのです。

抗菌薬の限界が到来した今こそ、身を守る知識を身につけ、薬依存から脱却することが次世代、次々世代を守ることに繋がります。

株式会社jast
jast健康相談室
jastロイヤルクラブ
jastファーストクラブ

お問い合わせ
☎03-6265-0263
HP <http://www.jast1.jp>

～商工会議所は経営者の頼れるパートナーです！～

東京商工会議所 目黒支部

商工会議所が資金調達をお手伝い！ ～小規模事業者向け融資制度～
マル経融資

- 融資限度額 : **2,000万円**
- 返済期間 : 運転資金7年以内、設備資金10年以内
- 担保・保証人 : 不要（保証協会の保証も不要）
- 利 率 : **1.11%**（平成30年11月9日現在）
- 融資対象 : 従業員20人以下の法人・個人事業主の方（商業・サービス業は5人以下）
税金（所得税・法人税・事業税・住民税）を完納している方 など

※上記融資限度額及び返済期間の取り扱いは平成31年3月31日公庫受付分まで。4月1日以降の取り扱いには支部までお問い合わせください。

※審査の結果、ご希望に添えないことがありますので予めご了承ください。詳細については下記までお問い合わせください。

経営に関するお悩み解決！
窓口専門相談（無料・要予約）

- 法律相談 : **2月8日（金）、3月8日（金）**
（弁護士） 【時間】13時～16時（内1時間）
- 税務相談 : **2月7日（木）、2月21日（木）、3月14日（木）**
（税理士） 【時間】13時～16時（内1時間）
- 経営相談 : **毎週月曜日～金曜日** ※祝日除く
（経営指導員） 【時間】9時30分～17時

※本相談は経営に関する相談に限定しております。※お電話にてご予約ください。



多種多様なテーマで開催！
講習会・セミナー（無料・事前申込）

- テーマ : **社員の主体性を引き出すオープンブック・マネジメント**
- 日 時 : **平成31年2月8日（金） 14時～16時** ●定 員 : 50名
- 会 場 : 目黒区民センター5F 会議室（目黒区目黒2-4-36）
- 講 師 : 中小企業診断士 倉石 友美 氏

※詳細・申込方法につきましては、当支部ウェブサイトをご覧ください。

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 区民センター4F
TEL: 03 (3791) 3351 / FAX: 03 (3791) 3573

<http://www.tokyo-cci.or.jp/meguro/>

東商 目黒支部

検索



利益・資金管理セミナー

「ゲーム感覚で学ぶ! 「利益管理」と「資金管理」



開催日: 10月11日(木)
場所: 法人会館
講師: ㈱エフシーバンク 鈴木智久氏

第8支部研修会

「身近な認知症と「Dカフェ」を知る」



開催日: 10月5日(金)
場所: 清徳苑
講師: NPO 法人Dカフェまちづくりネットワーク代表 竹内弘道氏

先端設備導入計画セミナー

「先端設備等導入計画の概要と申請書の作成ポイント」



開催日: 10月19日(金)
場所: 法人会館
講師: 中小企業診断士 星野裕司氏

第10支部税務研修会

「オーナーが決める事業承継」



開催日: 10月17日(木)
場所: 法人会館
講師: 辻・本郷税理士法人 金田一喜代美氏

源泉部会実務研修会

「年末調整チェックポイント他」



開催日: 10月23日(火)・30日(火)
場所: 法人会館
講師: 目黒税務署源泉審理官 田邊明日香氏

税を知る仲間づくりの会(研修会)

「スピード経営は経理が決める～
「決算書」を読み取れる力をつけよう～」

開催日: 10月22日(月)
場所: 代官山花壇
講師: 辻・本郷税理士法人

めぐる童謡コンサート(法人会ブース)



開催日: 11月11日(日)
場所: めぐるパーシモンホール

第10支部

健康増進レクリエーション・東京さんぽ



開催日: 11月10日(土)
場所: 市ヶ谷駅～東京駅

税務講演会

第一部「暮らしと税」



第二部 口演



開 催：11月13日(火)
場 所：目黒区総合庁舎大会議室
講 師：(第一部)目黒税務署署長 坂井一雄氏 (第二部)9代目 林家正蔵師匠 他

第8・9・10支部合同講演会

「絶望からの再生～チャレンジし続ける気持ちを持ち続けよう～」



開 催：11月14日(水)
場 所：SMBC 日興証券自由が丘支店
講 師：事業家 太田哲也氏

日帰りバス研修



開 催：11月21日(水)
場 所：御岩神社、黒澤醤油店他

上級救命技術者資格講習会（新規）



開 催：11月16日(金)
場 所：目黒消防署
講 師：第5支部長（救命指導員）岡村明彦氏他

第2支部

ワーク・ライフバランス料理教室



開 催：11月24日(土)
場 所：菅刈住区センター
講 師：(有)イーチャーティ食文化企画 長本和子氏

第6支部健康講演会

「生活習慣病を予防し、ときめきライフ！！」



開 催：11月22日(木)
場 所：下目黒住区センター
講 師：(株)サルーク 小宮山寿美子氏

女性部会
メ飾り講習会



開催：12月7日(金)
場所：法人会館
講師：女性部会幹事 片山ひよし氏

情報セキュリティセミナー

「狙われる企業止まらないサイバー攻撃に備える」



開催：11月28日(水)
場所：法人会館
講師：NTT 東日本

第6回税に関する絵はがきコンクール・第2回税に関する標語コンクール表彰式



開催：12月21日(金)
場所：目黒税務署

編集後記

平成最後の新年号が出来上がりました。広報誌も昨年から全号カラー刷りに写真を多くして法人会の活動を紹介してまいりました。今年もどうぞ宜しくお願い致します。

金子 彌生

編集子
パスモ
について

パスモ・スイカをお持ちの方が大部分だと思います。

学芸大学駅～自由が丘駅、目黒駅～大岡山駅の乗車区間の料金はいくらか知ってますか？

現金チャージ代(上限20,000円)1,000～5,000円位まではそのままです。しかし10,000円を買う場

合は、残額が10,000円

まではチャージ出来ませんが、10,001円以上の場合にはチャージ出来ません。9,999円までです。

又、パスモ・スイカを利用出来るのはJR、私鉄、バス、キョスク、コンビニ等ですが、まだ使用出来ない電車、バスもあります。

新幹線、三島駅～修善寺駅まで、バスでは品川～お台場まで、他にも使用出来ない所があるかもしれません。教えてください。最近分かったしたのでお知らせいたします。

茂木 秀雄

公益社団法人
目黒法人会会員

公益社団法人
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。



A MUSEUM HOTEL OF JAPAN

日本美のミュージアムホテル
ホテル雅叙園東京へようこそ



ホテル雅叙園 東京

HOTEL GAJOEN TOKYO

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)



就業障がい状態による リタイアリスクから 会社と家族をまもります

AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

DJIDO 大同生命保険株式会社

渋谷支社 第三営業課/
東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)
TEL 03-5489-6800

AIG AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2丁目4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6894-9110